

2026年3月

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

## 当座勘定規定等改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、手形・小切手の発行停止等により下記の規定を改定いたします。

本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

### 1. 改定となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 代金取立規定
- (4) 貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集

注. 「共通規定」および「納税準備預金規定」を改定いたします。

### 2. 改定内容

下記の実施内容にもとづき、別紙1～4のとおり条項を改定いたします。

- (1) 手形・小切手の発行停止（2026年4月1日実施）
- (2) 自己宛小切手の発行停止（2026年4月1日実施）
- (3) 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止（2026年4月1日実施）
- (4) 手形・小切手の最終振出期限の設定（2026年10月1日実施）
- (5) 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止（2026年10月1日実施）

### 3. 改定日

2026年4月1日（水）

以上

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>②～④（省略）</p> <p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b></p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②（省略）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、<u>当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>	<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u></p> <p>②～④（省略）</p> <p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b></p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>②（省略）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>1. 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>2. 小切手を使用する方法。</u></p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、<u>当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③～④（省略）</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>⑥～⑦（省略）</p> <p><b>第9条（支払の範囲）</b></p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p> <p>②（省略）</p> <p><b>第10条（支払の選択）</b></p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p><b>第8条（手形、小切手用紙等）</b></p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出して<u>ください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを<u>確認してください。</u></p> <p>③～④（省略）</p> <p>⑤ <u>払戻請求書の交付請求</u>があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>⑥～⑦（省略）</p> <p><b>第9条（支払の範囲）</b></p> <p>① 呈示された手形、小切手、または<u>払戻請求書等</u>の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一15時以降に入金した資金を支払に充当したことによって損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。</p> <p>③（省略）</p> <p><b>第10条（支払の選択）</b></p> <p>同日に数通の手形、小切手、または<u>払戻請求書等</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第 11 条 (過振り)</b></p> <p>① 第 9 条第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p><b>第 12 条 (手数料等の引落し)</b></p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p style="text-align: right;">(追加) {</p> <p><b>第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</b></p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>② (省略)</p>	<p><b>第 11 条 (過振り)</b></p> <p>① 第 9 条第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、または払戻請求書等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p><b>第 12 条 (手数料等の引落し)</b></p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>当行が別に定める時限以降に当座勘定に受入した資金 (為替による振込金を含みます。)</u> は、入金日における第 2 項の支払いには充当しません。</p> <p><b>第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</b></p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>② (省略)</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第 18 条（線引小切手の取扱い）</b></p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>②（省略）</p> <p><b>第 23 条（譲渡、質入れの禁止）</b> （省略）</p> <p><b>第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶）</b> この当座勘定は、第 25 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p><b>第 18 条（線引小切手の取扱い）</b></p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。  <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>②（省略）</p> <p><b>第 22 条（譲渡、質入れの禁止）</b> （省略）</p> <p><b>第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶）</b> この当座勘定は、第 25 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>第 24 条（取引の制限等）</b></p> <p>① <u>当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>② <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p></p> <p>条数繰上げ</p> <p>条数繰上げ</p>

(追加)

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第 25 条 (解約)</b></p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前 2 項のほか、この取引が、<u>当行が別に定める一定の期間本人による利用がない場合には、当行はこの取引を停止し、または本人に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。ただし、残高がない場合には、通知することなく解約することができるものとします。</u></p>	<p>③ <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>④ <u>前 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><b>第 25 条 (解約)</b></p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p><u>1. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ 前5項によりこの取引が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>⑦ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づき、この取引に係る債権が消滅した場合は、当行はこの取引を解約することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>2. この預金の預金者が第22条に違反した場合</p> <p>3. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>4. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>5. 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽であることが判明した場合</p> <p>6. 上記1.～5.に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</p> <p>7. 前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上にわたって解除されない場合</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><b>第28条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b></p> <p>① この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>第 22 条 (成年後見人等の届け出) (省略)</p> <p>第 28 条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p>	<p>(追加)</p> <p>② 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。  1. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。  2. 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。  3. 上記 1 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>③ 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。</p> <p>④ 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>⑤ 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>第 29 条 (成年後見人等の届け出) (省略)</p> <p>第 30 条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省略)</p>	<p>以降条数繰下げ</p>

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第 29 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>① この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>1. 第 28 条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>2. ～4.（省略）</p> <p>②（省略）</p> <p><b>第 30 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</b></p> <p>①～④（省略）</p> <p>⑤ <u>本条については、第 25 条第 7 項により休眠預金等活用法に基づきこの取引に係る債権が消滅し、この取引が解約された場合であっても存続するものとします。</u></p> <p><b>第 31 条（規定の変更等）</b> （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>9. <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>10.（省略）</p>	<p><b>第 31 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>① この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>1. 第 30 条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>2. ～4.（省略）</p> <p>②（省略）</p> <p><b>第 32 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</b></p> <p>①～④（省略）</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>（削除）</p> <p><b>第 33 条（規定の変更等）</b> （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、<u>2026 年 10 月 1 日以降に振り出された小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>（削除）</p> <p>9.（省略）</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。<u>なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</u></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u></p> <p>8. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>9. <u>（省略）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。<u>改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。なお、2026年10月1日以降に振り出された手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>} (削除)</p> <p>8. <u>（省略）</u></p>	
<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は、省略することができます。<u>なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</u></p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u></p> <p>10. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>11. <u>（省略）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は、省略することができます。<u>改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。なお、2026年10月1日以降に振り出された手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>} (削除)</p> <p>10. <u>（省略）</u></p>	

以 上

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>②～④（省略）</p> <p><b>第7条（手形の支払）</b></p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。 その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>②～③（省略）</p> <p><b>第8条（手形用紙）</b></p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、 当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②（省略）</p> <p>③ 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑤～⑥（省略）</p> <p><b>第9条（手数料）</b></p> <p>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。</p>	<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b></p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u></p> <p>②～④（省略）</p> <p><b>第7条（手形の支払）</b></p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された専用約束手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>②～③（省略）</p> <p><b>第8条（手形用紙）</b></p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、 当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出ししてください。</u></p> <p>②（省略）</p> <p>③～④（省略）</p> <p>⑤～⑥（省略）</p>	<p></p>

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第 10 条 (支払の範囲)</b> ① (省略)</p> <p style="text-align: center;">(追加) {</p> <p>② (省略)</p> <p><b>第 11 条 (支払の選択)</b> (省略)</p> <p><b>第 12 条 (過振り)</b> ① 第 10 条第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 ②～⑤ (省略)</p> <p><b>第 13 条 (手数料等の引落し)</b> (省略)</p> <p><b>第 14 条 (印鑑等の届出)</b> (省略)</p> <p><b>第 15 条 (届出事項の変更)</b> (省略)</p> <p><b>第 16 条 (印鑑照合等)</b> (省略)</p> <p><b>第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形)</b> ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。</p> <p>② (省略)</p>	<p><b>第 9 条 (支払の範囲)</b> ① (省略) ② 呈示された手形は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一 15 時以降に入金した資金を支払に充当したことによって損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>第 10 条 (支払の選択)</b> (省略)</p> <p><b>第 11 条 (過振り)</b> ① 第 9 条第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 ②～⑤ (省略)</p> <p><b>第 12 条 (手数料等の引落し)</b> (省略)</p> <p><b>第 13 条 (印鑑等の届出)</b> (省略)</p> <p><b>第 14 条 (届出事項の変更)</b> (省略)</p> <p><b>第 15 条 (印鑑照合等)</b> (省略)</p> <p><b>第 16 条 (振出日、受取人記載もれの手形)</b> ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</p> <p>② (省略)</p>	<p>以降条数繰上げ</p>

現 行	改 定 後	備 考
<p><b>第 18 条 (自己取引手形等の取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>第 19 条 (利息)</b> (省略)</p> <p><b>第 20 条 (残高の報告)</b> (省略)</p> <p><b>第 21 条 (譲渡、質入れの禁止)</b> (省略)</p> <p><b>第 23 条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この当座勘定は、第 24 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 24 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p><b>第 17 条 (自己取引手形等の取扱い)</b> (省略)</p> <p><b>第 18 条 (利息)</b> (省略)</p> <p><b>第 19 条 (残高の報告)</b> (省略)</p> <p><b>第 20 条 (譲渡、質入れの禁止)</b> (省略)</p> <p><b>第 21 条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この当座勘定は、第 23 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 23 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>第 22 条 (取引の制限等)</b></p> <p>① 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>② 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	

(追加) ←

現 行	改 定 後	備 考
<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><b>第 24 条 (解約)</b></p> <p>① この取引は、<u>本人の都合</u>でいつでも解約することができます。ただし、<u>当行に対する解約の通知は書面によるもの</u>とします。</p> <p>② 当行は、<u>支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>前 3 項のほか、この取引が、当行が別に定める一定の期間本人による利用がない場合には、当行はこの取引を停止し、または本人に通知することによりこの取引を解約することができるもの</u>とします。ただし、<u>残高がない場合には、通知することなく解約することができるもの</u>とします。</p>	<p>③ <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>④ <u>前 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづきマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><b>第 23 条 (解約)</b></p> <p>① この取引は、<u>当事者の一方の都合</u>でいつでも解約することができます。ただし、<u>当行に対する解約の通知は書面によるもの</u>とします。</p> <p>② 当行は、<u>長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるもの</u>とします。なお、<u>この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>また、<u>この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦ <u>手形用紙の交付枚数のいかにかわらず、当座勘定の受払が6カ月間なかった場合には、なんらの通知を要せず当行において解約することができます。また、交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。</u></p> <p>⑧ <u>前7項によりこの取引が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、当座勘定入金帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>1. <u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p>2. <u>この預金の預金者が第20条に違反した場合</u></p> <p>3. <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>4. <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>5. <u>当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p>6. <u>上記1.～5.に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u></p> <p>7. <u>前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上にわたって解除されない場合</u></p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>(削除)</p>	

現 行	改 定 後	備 考
<p>⑨ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づき、この取引に係る債権が消滅した場合は、当行はこの取引を解約することができるものとします。</p> <p><b>第 25 条（取引終了後の処理）</b> （省略）</p> <p><b>第 26 条（手形交換所規則による取扱い）</b> （省略）</p>	<p>（削除）</p> <p><b>第 24 条（取引終了後の処理）</b> （省略）</p> <p><b>第 25 条（手形交換所規則による取扱い）</b> （省略）</p> <p><b>第 26 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b></p> <p>① この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</p> <p>② 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>1. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。</p> <p>2. 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>3. 上記 1 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>③ 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当行は請求しないものとします。</p>	

（追加）

現 行	改 定 後	備 考
<p>第 22 条 (成年後見人等の届け出) (省略)</p> <p>第 27 条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 1. ~ 3. (省略)</p> <p>第 28 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) ① この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 1. 第 27 条に掲げる異動が最後にあった日 2. ~ 4. (省略) ② (省略)</p> <p>第 29 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) ①~④ (省略) ⑤ 本条については、第 24 条第 9 項により休眠預金等活用法に基づきこの取引に係る債権が消滅し、この取引が解約された場合であっても存続するものとします。</p> <p>第 30 条 (規定の変更等) (省略)</p>	<p>④ 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>⑤ 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。</p> <p>第 27 条 (成年後見人等の届け出) (省略)</p> <p>第 28 条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 1. ~ 3. (省略) 4. 本人からの申出に基づく通帳の発行または繰越があったこと</p> <p>第 29 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) ① この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 1. 第 28 条に掲げる異動が最後にあった日 2. ~ 4. (省略) ② (省略)</p> <p>第 30 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) ①~④ (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>第 31 条 (規定の変更等) (省略)</p>	<p>以降本条数繰下げ</p> <p>以 上</p>

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
<p>2. 要件の補充等</p> <p>3. 手数料等</p> <p>4. 発送</p> <p>5. 引受けのない手形等の取扱い</p> <p>6. 取立代金の入金</p> <p>7. 証券類の不渡り</p> <p>8. 証券類の組戻し</p> <p>9. 証券類の喪失・通信の遅延等</p> <p>10. 譲渡、質入れの禁止</p> <p>11. 規定の変更</p>	<p><b>2. 対象となる手形・小切手</b> 対象となる手形・小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。 (支払期日が2027年4月1日以降の約束手形・為替手形および振出日が2027年4月1日以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。)</p> <p><b>3. 要件の補充等</b></p> <p>4. 手数料等</p> <p>5. 発送</p> <p>6. 引受けのない手形等の取扱い</p> <p>7. 取立代金の入金</p> <p>8. 証券類の不渡り</p> <p>9. 証券類の組戻し</p> <p>10. 証券類の喪失・通信の遅延等</p> <p>11. 譲渡、質入れの禁止</p> <p>12. 規定の変更</p>	<p>以上</p> <p>以降項番繰下げ</p>

(追加)

以上

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>共通規定</b></p> <p><b>1. 証券類の受入れ</b>  (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>納税準備預金規定</b></p> <p><b>2. 預金の払戻し</b>  (1)～(3) (省略)  (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続きをします。<u>ただし当行で取り扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(5) (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>共通規定</b></p> <p><b>1. 証券類の受入れ</b>  (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>納税準備預金規定</b></p> <p><b>2. 預金の払戻し</b>  (1)～(3) (省略)  (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続きをします。</p> <p>(5) (省略)</p>	

以 上